

発表日：令和3年3月31日

告発に係る処分通知について

令和元年12月24日の本会議において、小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事の経緯に関する調査特別委員会から告発議案を委員会提出議案として上程し、いずれも原案のとおり可決された告発について、令和3年3月29日付けでさいたま地方検察庁より、不起訴の処分通知書を受領しましたのでお知らせします。

記

1 被疑者

畠山稔氏（証言拒否に対する告発について）

新井弘治氏（虚偽の陳述に対する告発について）

小林守利氏（虚偽の陳述に対する告発について）

2 処分年月日

令和3年3月29日

3 処分区分

不起訴